

令和2年第11回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和2年11月25日(水)
開 会 午後1時30分 閉 会 午後2時00分

2 場 所 羽咋市役所401会議室

3 出席委員(10人)

①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑧高田外喜子 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員(2人)

⑦山本 泰夫 ⑨山上 克秀

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)

⑬榊谷 武史 ⑯岡田 耕一 ⑰南 邦夫 ⑱稲農 幹夫

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)

⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑰森田 三男 ⑱悦永 秀雄
⑳芝田 俊幸 ㉑三宅 一徳 ㉒瀬戸 明 ㉓長濱 義雄

7 事務局員 清水事務局長、出口次長、潟辺主事、山出会計年度任用職員

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 空き家に付随する農地の指定について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 8番 高田委員 10番 四飯委員

10 会議の結果

議案4件及び報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 ご案内の時間になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

現在、2名の方が見えておられません。ただいまの出席委員数は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、12人の過半数を超える出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 空き家に付随する農地の指定について

- ・議案第4号 農用地利用集積計画について
 - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- となっております。

先ほど会長が言われたように、今回はたくさん案件がありますのでよろしく願いいたします。

では、この会議は会長が議長となりますので、進行のほう、会長さん、よろしく願いします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、8番 高田委員さん、10番 四飯委員さんを指名します。よろしく願いします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

まず、整理番号1番、申請地は〇〇町の田10筆及び畑2筆の計12筆で、面積は7,001㎡です。

位置図は5ページに記載されていますので、ご確認ください。

譲渡人と譲受人は議案書に記載のとおりでして、関係性は親子となっております。贈与による所有権移転となります。

譲受人の経営面積は111アールであり、当該地区の下限面積要件を満たしております。

次に、整理番号2番、申請地は〇〇町の畑2筆で、計859㎡です。

位置図は6ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、今回の申請事由は経営規模の拡大による売買による所有権移転となっております。譲受人の経営面積は63アールであり、当該地区の下限面積要件を満たしています。

次に、整理番号3番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積931㎡です。

位置図は7ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書の記載のとおりでして、申請事由は経営規模の拡大で売買による所有権移転です。譲受人の経営面積は37アールであり、当該地区の下限面積要件を満たしています。

次に、3ページをお開きください。

整理番号4番、申請地は〇〇町及び〇〇町の田2筆で、面積は計7,825㎡です。位置図は8ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、経営規模の拡大で売買による所有権移転となっております。譲受人名義での経営面積は現在9アールですが、今回取得する農地を合計しますと当該地区の下限面積要件を満たすこととなります。

次に、整理番号5番から9番につきましては、譲受人は同一の法人となっております。議案書に記載のとおりです。なお、5件全てが経営規模拡大で、売買による所有権移転となっております。

まず、整理番号5番、申請地は〇〇町の田3筆で、面積計16,895㎡です。位置図は9ページに記載されています。

整理番号6番、申請地は〇〇町の田1筆で、4,932㎡。

こちらも同じく位置図は9ページに記載されています。

譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

次に、整理番号7番、こちらも〇〇町の田1筆で、面積は4,925㎡です。位置図は9ページに記載されています。

譲渡人は議案書に記載のとおりです。

次に、整理番号8番、申請地は〇〇町の田1筆で面積は5,000㎡です。位置図は同じく9ページに記載されています。

譲渡人は議案書に記載のとおりです。

次に、整理番号9番、申請地は〇〇町の田2筆で、計1,494㎡です。位置図は10ページに記載されています。

譲渡人は議案書に記載のとおりです。

今説明した5番から9番の件に関しまして、譲受人の経営面積は2,822アールでして、対象地区の下限面積の要件、全ての地区において満たしていることをご報告いたします。

次に、整理番号10番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は232㎡です。位置図は11ページに記載されていますので、ご確認ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、申請事由は経営規模の拡大で贈与による所有権移転です。譲受人の経営面積は545aであり、当該地区の下限面積要件を満たしています。

次に、4ページをご覧ください。

整理番号11番から13番につきましては、譲渡人は同じ方で、記載のとおりとなっております。

今回、譲受人がそれぞれ違うため3件に分かれています。この3名は同一世帯の家族となっております。申請事由は経営規模の拡大で、贈与による所有権移転です。

それぞれの位置図ですけれども、筆数が多いので12ページにまず各筆ごとの通し番号を記載してあります。こちらの番号と照らし合わせて、13ページ及び14ページにて位置をご確認いただければと思います。

それでは、説明に戻ります。

整理番号11番、申請地は〇〇町の田17筆で、面積は計7,447.61㎡です。

整理番号12番、申請地は〇〇町の田8筆で、面積は計4,826㎡です。

整理番号13番、申請地は〇〇町の田5筆で、面積は3,934㎡となっております。

譲受人の経営面積は世帯合計で224アールであり、当該地区の下限面積要件を満たしています。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明が終わりました。
担当委員さんのご意見を伺います。
整理番号1番、2番は〇〇委員ですが、事務局、お願いします。

事務局 整理番号1番、それと2番の調査である〇〇委員さんから確認したところ、特に問題はないという報告を受けております。以上です。

議長 では、整理番号3番、9番、〇〇委員さん。
担当委員 3番につきましては、譲渡人の〇〇さんが今まで作ってもらっていたんですが、土地を返すということで、新たに探したところ、〇〇さんが家の近くということもあって譲り受けると、そういうことになりました。
それから、9番ですが、これも〇〇さんが高齢なため、〇〇さんのほうへ譲渡をするというものであり、特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
整理番号4番、〇〇委員さんですが、事務局。

事務局 〇〇委員から、譲渡人、譲受人両方に確認をし、特に問題はないという報告を受けております。以上でございます。

議長 整理番号5番、〇〇委員さん。
担当委員 先般、譲渡人のほうの話を聞きに行くと、離農されるということで、譲受人はこの近辺をたくさん作られておるということで、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
整理番号6番、7番は〇〇委員さん。
担当委員 6番の〇〇さん、そして7番の〇〇さんは、共に8番の〇〇さんに作ってもらっていたんですけども、〇〇さんは都合が悪くて耕作できないということで、〇〇さんに売り渡しを勧めたということでございます。
私は、干拓の組合長もしとるんですけども、組合としても異議はないもんで申し添えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
整理番号8番と10番は、私のほうから確認しましたのでお知らせします。
8番の〇〇さんに確認したところ、年がいき、ちょっと病気を持ってると、自分の農地だけにするというので、人に借りて作っていたところ、遠いところは手放したということでありました。
10番の〇〇さんは高齢で管理ができないため、同地区の〇〇さんに譲渡をするということでありました。
以上です。
整理番号の11番から13番は〇〇委員さん。
担当委員 先日、〇〇さんのところに確認したところ、今までもずっと〇〇さんが耕作されていて、来年以降も引き続き〇〇さんが耕作されるという旨を聞きましたので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。担当委員さんにご異議なしということですが、ほかに委員の皆さん、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、異議なしと認め、原案どおり許可してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は原案どおり許可することに決定いたします。次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。

15ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は62㎡です。譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりでございます。

位置図は16ページをご確認ください。

今回、申請地に隣接する宅地と同一で事業を行う計画です。この16ページの地図で言いますと、赤く塗られているところが申請地で、赤の破線で囲まれている部分が隣接する宅地となっております。この隣接する宅地内にある空き家を改修し障害者福祉施設にするとともに、その申請地にかかるような形で作業倉庫を建築され、さらにそこに駐車場を作るということで転用の申請が出ております。

申請地は農振農用地区域外にありまして、一団の農地が10ha未満であることから第2種農地ですが、隣の宅地と同一で事業を行うということで、令第11条第1項第2号ニの例外規定に該当すると認められます。

この件に関して、生産組合の同意を得ております。

次に、整理番号2番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は588㎡です。譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

位置図は17ページをご確認ください。

転用目的は、申請者の住宅用地とするための申請となっております。申請地は、農振農用地区域外で都市計画区域内の第2種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

生産組合の同意を得ております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

では、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 周辺道路が一応あるんですけども、これについてはアスファルト舗装がなされてまして、2mほどございました。

あと、現況の畑ですけども、前面道路より50cmほど低い状況でございました。利用に伴う造成工事等の整備が必要でございますけれども、転用に当たっての特段の支障はないというふうに考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
整理番号2番は〇〇委員さんですが、事務局、お願いします。

事務局 譲渡人が遠方の方ということで、生産組合のほうにこの件について確認をしたということで、生産組合のほうと協議をしたところ、特に問題はな
いという報告を受けております。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんをご異議なしということですが、ほかにご意見ございませ
んか。

全委員 なし。

議長 ご意見なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 空き家に付随する農地の指定について」を議題と
します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第3号 空き家に付随する農地の指定について」ご説
明させていただきます。
まず初めに、この空き家に付随する農地の指定というものは、あまり議
題として上がることがないので、どのようなことなのか、簡単に説明した
いと思います。
この空き家に付随する農地の指定につきましては、議案第1号でご審議
いただきました農地法第3条の所有者などを所有権移転する場合の下限
面積ですね。これが農地法では50アールという定めになっているんです
が、それぞれの農業委員会が地域の実情によって定めることができること
となっております、本市では別段の下限面積を定めているところでござ
います。
あと、加えまして、移住者の定住促進でありますとか、遊休農地の解消
を目的に、空き屋情報バンクに登録する建物に付随する農地の取得等につ
いて定めておりまして、下限面積は1アールとさせていただいております。
この該当する農地がございましたら総会で承認を得まして告示する必
要があり、今回議案として提案させていただくことになりました。
それでは、その議案についてご説明させていただきます。
議案書のほうの18ページをご覧ください。
申請地につきましては、〇〇町の畑1筆で、面積は207㎡。空き家の所
在は申請地に隣接しております。
位置図のほうは19ページのほうでご確認ください。現地のほうは、現地
の農地につきましては、現在、耕作はされていない状況となっております
が、除草もされておりまして、耕作できる状況にあるというふうに判断し
ております。

なお、空き家情報バンクには、議案書のほうにも記載させていただいておりますが、10月9日に登録されている状況となっております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この案件について、私のほうからご説明を申し上げます。

私が現地調査をして、持ち主が遠方のため、〇〇の町会長と面談をし、お聞きしました。この案件は不動産屋に売買し、それがゲストハウスという形で管理されるそうで、町会長も空き家に放っておくよりも誰かがきちんと管理されたほうが良いということで、町会のほうも了解をしてると伺っておりますし、ここに207㎡と出ておりますけど、恐らく半分はそののり面に、崖の修復に使われて半分ほどしか残っていません。実際、30坪もあるかないかの状態でありました。

今の事務局の説明どおり、草刈りもして、きちんと管理した状態でいつでも畑として使える状態であり、何ら問題ないと判断いたしました。

この「議案第3号」について、皆さん、何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。

ここで議案の進行についてお諮りをいたします。

農業委員の自己又は同居の親族に関する議案について議事に参与できないという農業委員会に関する法律で定めております。今回は、整理番号29番が該当します。本来ならば退席していただくこととなりますが、関係議案に関して発言及び議決権はないこととし、在籍のまま議事を進行してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「第4号議案 農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。

議案書のほうは22ページをご覧ください。

利用権設定の概要につきましては、今回の利用形態は田が76筆で、合計面積が123,797㎡となっております。畑は2筆で、合計は13,010㎡となっております。

利用権設定期間別に見ますと、3年の田が4筆で12,293㎡、5年の田が3筆で4,695㎡、10年以上の田が69筆で106,809㎡、同じく10年以上の畑が2筆で13,010㎡となっております。申請件数は貸し手の農家が29件、借り手の農家が13件です。

ここに概要で申し上げました各筆の一覧につきましては、議案書の23ページから、27ページにわたって記載されております。

なお、新規設定は23件、再設定は55件となっております。

こちらに記載した全てのものが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしていることをご報告いたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

ただいま事務局よりご説明がありました。皆さんのご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがですか。

全 委 員

なし。

議 長

なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、「報告第1号」を報告させていただきます。

議案書のほうは28ページからをご覧ください。

解約される農地は全部で46筆ございまして、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書の28ページから30ページに記載されているとおりでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

「報告第1号」について、何かご意見ございませんか。

全 委 員

なし。

議 長

なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全 委 員

異議なし。

議 長

では、維持なしと認め、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。

以上で本日の全議案の審議が終了しました。

ここで、一旦、委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人